

# 仕様書（案）

## 1 委託事業名

岡山市精神障害者ピアサポート活動支援事業委託

## 2 事業概要

自身に精神障害のある当事者（ピア）による相談、支援や普及啓発が、精神障害者の不安解消等に有効であることから、市内で活動しているピアサポーターを市内の精神障害者、医療機関、相談支援事業所等へ派遣し、地域移行・地域定着を促進するとともに、新たにピアサポーターを養成することで、地域のピアサポーターの確保と活動の活性化を図ることを目的とする。

## 3 委託期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

## 4 委託業務の内容

### （1）ピアサポーター派遣事業

- ① 精神障害を有する方の地域移行・地域定着を目的とした相談支援や、精神障害の普及啓発を目的とした交流会等に、精神障害者ピアサポーターを月10回程度派遣すること。
- ② 派遣対象は岡山市内の精神障害者、医療機関、相談支援事業所等及び、岡山市内で活動する団体等とし、派遣依頼があった場合は依頼者から派遣依頼書（別紙1）を受理し、派遣の決定を行うこと。
- ③ 上記派遣に係る連絡調整（派遣依頼者の開拓、派遣依頼の受付、派遣依頼者との調整、ピアサポーターの選定、ピアサポーターの派遣前後のフォローアップ等）等のコーディネート業務を実施すること。
- ④ 関係機関と連携の上、事業を実施すること。
- ⑤ 月毎に前月分の派遣実績一覧（別紙2-1）及び派遣活動報告書（別紙2-2）を岡山市保健所健康づくり課へ提出すること。

### （2）ピアサポーター養成研修事業

- ① 新たなピアサポーターを養成するための研修会を年2回実施すること。
- ② 養成研修終了後に、当該年度の研修修了者を対象に、フォローアップの研修会（オリエンテーションを含む）を実施すること。

- ③ 開催時期、開催場所については、岡山市保健所健康づくり課と協議の上で決定すること。
- ④ 受講者は概ね10名程度までとする。
- ⑤ 研修実施にかかる連絡調整等を行うこと（研修会の企画、研修会参加申し込みの受け付け、講師等研修関係者との連絡調整、研修会場や設備等の手配、研修案内作成と配布、受講者の取りまとめ、修了証の発行等）。
- ⑥ 関係機関と連携の上、事業を実施すること。
- ⑦ 研修開催前に参加者名簿、研修内容、配布資料を予め岡山市保健所健康づくり課に提出すること。

### （3）ピアサポーターの資質向上、活動の活性化を図るための事業

- ① 市内で活動をしているピアサポーター等の交流会等(ピアサポーター養成者の交流会やピアサポーター活動の情報共有を行う連絡会等、関係団体への広報活動等)を実施し、ピアサポーターの資質向上を図るとともに、市内のピアサポート活動の活性化を図ること。
- ② 上記交流会等にかかる連絡調整を行うこと（交流会等の企画、交流会参加申し込みの受け付け、交流会関係者との連絡調整、会場や設備の手配、交流会案内作成と配布、参加者の取りまとめ等）。
- ③ 関係機関と連携の上、実施すること。

### （4）事業実績報告書の提出

受託者は、事業完了後速やかに下記別紙様式による書類を提出すること。

- ・事業実績報告書 表紙（別紙3-1）
- ・事業費精算額内訳書・事業実施状況報告書（別紙3-2）
- ・岡山市精神障害者ピアサポーター養成研修申込者・修了者・登録者名簿(別紙3-3)
- ・実施内容の詳細がわかる関係書類

※なお、実績をわかりやすく明示するための別紙様式への修正・加筆については妨げない。

## 5 その他

- （1）当該事業を円滑に遂行できる体制を整備すること。個別の内容、実施時期については、令和7年度精神障害者ピアサポート活動支援事業 年間スケジュール（別紙4）を参考にすること。ただし、スケジュールは目安であることに留意すること。
- （2）岡山市保健所健康づくり課と年4回程度定期的に会議を実施し、当該事業の実施状況を共有・協議しながら事業を実施すること。
- （3）適切な事業実施のため、本市、その他関係機関と密接な連携を図ること。

- (4) 精神障害者・ピアサポーターおよび関係機関（岡山市障害者自立支援協議会等）と協働し、当該事業の広報活動を行い、ピアサポート活動の普及啓発およびピアサポート活動の場の拡大、促進に努めること。
- (5) 精神保健福祉士の資格を有している者を1名以上配置できること。
- (6) 対象経費は、当該事業を実施するに際して、直接要する経費とする。
- (7) 委託料は概算払いとする。
- (8) 受託者は、本事業を実施する上で知り得た個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づく、「市の保有する個人情報の取扱委託に関する覚書」を締結し、適切な管理を行うこと。
- (9) 感染症対策を図り、事業を実施すること。
- (10) 感染症の拡大状況によって、4委託業務内容（1）～（3）については、本市と受託者との間で協議の上必要と認められる場合は、その日程、方法等を変更することを可能とする。
- (11) 本仕様書に定めのない事項等については、本市と受託者で協議の上決定するものとする。